

# 支部ニュース

2014年7月 No. 488

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス [dantokyo@dream.com](mailto:dantokyo@dream.com) 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202  
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 今、たたかいのとき——特異なナショナリズムと非戦の誓い . . . . . 菊池 紘
- 6月12日 国会議員要請行動の報告 . . . . . 齊藤園生
- 集団的自衛権・解釈改憲に反対する合同宣伝! . . . . . 伊藤次彦
- 安倍雇用破壊を許さない!この間の取り組みと今後の運動 . . . . . 三浦佑哉
- 刑事司法改革特別部会・「事務当局試案」に断固反対! . . . . . 大浦郁子
- メーデーに参加して . . . . . 小野山 静
- 新人紹介(1) . . . . . 湯山花苗
- 新人紹介(2) . . . . . 鹿島裕輔
- サマーセミナーのご案内 . . . . . 齊藤園生
- 5月幹事会報告



# 今、たたかいのとき

## ——特異なナショナリズムと非戦の誓い

城北法律事務所 菊池 紘

ぼくのパソコンの画面に、「集团的自衛権反対 じょうほく池袋」のタイトルで映像が流れている。昨日初めて会った若い女性が撮影した動画だ。そこでは弁護士と事務局員が日弁連のリーフを配っている。そして横断幕には青地に華やかな黄色で「集团的自衛権に反対！ 城北法律事務所」の文字。

画面では、田場暁生さんにつづいてぼくが訴えている。示し合わせたわけではないが、ふたりともイラク戦争、そしてイギリスの戦死者数を話している。それに加えてぼくがベトナム戦争で韓国の若者5000名が死んだことをいっているのは、そのトシ（年齢）が分かるというものだ。

\*

17日に日比谷野音の「閣議決定で『戦争する国』にするな！ 6. 17大集会」に行き、18日には事務所の弁護士数名で議員会館の公明党の衆参議員に要請をし、19日には池袋西口で行動した。

集团的自衛権・閣議決定反対の宣伝をはじめると、広場を行き来する人々の中で、長身の外人がこちらを見ながら興味深げな様子で歩いていく。追いかけて日弁連のリーフを渡すと「ホントニソノトオリ。反対するのは大事なこと」と親しげな笑顔。気がつくとも若い女性がずっとスマホで撮影をしている。にこにこして寄ってきて、「これってひどいですよね、ツイートします。止めるのにどうしたらいいのかしら。でもこうした行動が阻止につながるのでしょうか？」という。

こうしてその日から、インターネットで宣伝行動の映像が流されているのだ。

一年前の参議院選挙での共産党の躍進は、これまでの反貧困、反構造改革、反原発の運動が政治を変える流れと結びついてきたことを示した。今、これらの運動をいっそう強める中で、なによりも、憲法9条を擁護し集团的自衛権の解釈改憲を許さないことが喫緊の課題となっている。今、たたかいのとき。

\*

眼前の憲法の危機をもたらしているのは安倍の多数である。多数をつくりだしたのはアベノミクスへの期待による参議院選挙での自民党の前進だが、その裏には特異なナショナリズムがある。

日本の経済成長の下折れと長年にわたる停滞、そしてGDPでの中国との逆転などに衝撃を受け、わが国が経済的に衰退しつつあり、中国や北朝鮮さらに韓国の対応はそうした日本の衰退につけこんだ理不尽な態度だという焦燥がそこにある。その底には、数十年にわたり持続し日本の大国化をもたらした経済成長の停止という、耐えられなく重苦しい事態がある。このナショナリズムは、日本が再び戦争する大国にはなりたくないという意識を前提にしている点で大国主義のそれではないが、しかし、日本帝国主義が行った植民地支配や、中国への侵略戦争に対する認識、反省の弱さ

と結びついている。( 渡辺治教授のいう「受動的ナショナリズム」)

だからこそ、かつての大江健三郎の発言が、あらためて想起されてよい。大江はストックホルムのノーベル文学賞受賞の講演でつぎのように述べている。

「日本と日本人は、ほぼ50年前の敗戦を機に……大きい悲慘と苦しみの中から再出発しました。新生に向かう日本人をささえていたのは、民主主義と不戦の誓いであって、それが新しい日本人の根本のモラルでありました。しかもそのモラルを内包する個人と社会は、イノセントな、無傷のものではなく、アジアへの侵略者としての経験にしみをつけられていたのです。」「痛苦とともに、日本人は新生へのモラルの基本として、不戦の原理を選んだのです。」「この不戦の誓いを日本国の憲法から取り外せば……なによりもまずわれわれは、アジアと広島、長崎の犠牲者たちを裏切ることになるのです。」

## 6月12日 国会議員要請行動の報告

事務局長 齊藤園生

団の改憲対策本部が主催した6・12国会要請に参加しました。

対策本部では、この国会議員要請にあわせ、意見書「安保法制懇報告書・批判」を完成させ、できたてホヤホヤの意見書を持っての議員要請です。5月15日の安保法制懇報告書提出から、わずか1ヶ月。この忙しい中、論点を分担し、意見書を書き上げ、まとめあげた担当の方々には、本当に頭が下がります。私も本当は担当しなくちゃいけなかったかもしれないのですが、人知れずフェードアウトしました。そんな経過もあったので、私は当日の午前中、ちゃんと自分でプリントアウトして、全文目を通してから、要請行動に参加したわけです。せめてもの罪滅ぼしです。いや、短時間に、よくできた意見書だと思います。ご苦労様でした。

さて、議員要請には全部で18人が参加。最初若干の打ち合わせの後、原則2人1組で議員要請に回ります。今回は集団的自衛権を巡り、与党の主力メンバーには「暴走するな」と釘を刺す一方で、抵抗している野党の主力メンバーには、「最後までがんばれ」と要請して、できたらどんな情勢なのか、情報をもらうことが目的です。私は渋谷共同の森団員と一緒に、要請へ。

会期中だったので、議員にはあえず、すべて秘書対応でしたが、いろいろおもしろい話が聞けました。民主党のある有力議員のところでは、前日の党首討論で海江田党首のつつこみが甘いのではないか、あれでは安倍首相の独演会じゃないか、とちょっと不満気味。自分の党の党首への不満をあからさまに言うのですから、民主党の党内も大変なんだなあ、と思いました。また、ある議員のところでは、公明党のがんばりにかけるしかないが、ちょっと不安なんですよねえ……と言う話も聞こえてきました。またある議員秘書さんは、永田町の数あわせの世界になってはいけない、公明党を踏ん張らせるためには、永田町の力だけではなく、各地元の公明の議員さんや学会の人に対

する働きかけが重要なのではないかと、言う指摘を受けました。なるほど確かにその通りです。支部が要請している公明党議員要請を、地元区議、都議に広げるのも良いかもしれませんが。自民・石破幹事長のところでは、秘書さんが硬い表情で意見書を受け取ってくれたのが印象的でした。

与党協議は継続しており、現段階（6月20日・事実上の会期末）でも、先行きは不透明です。国民不在の与党協議と閣議決定なんぞで、9条の解釈を変えようなどという企みは、本当に姑息だと思うのです。何とかしてたたきつぶしてしまいたいと思います。

## 集団的自衛権・解釈改憲に反対する合同宣伝！

五反田法律事務所 事務局 伊藤次彦

安倍首相が解釈改憲による集団自衛権行使容認を公式発表しようとしていた5月15日、法律会計特許一般労働組合（以下、法会労）と自由法曹団東京支部（以下、東京支部）は合同で、解釈改憲と集団的自衛権行使容認に反対する宣伝を行いました。

法会労は、憲法など政治的課題について街頭に出て宣伝をしてきた経験がほとんどありません。そこで、東京支部の力を借りようと思い立ち、合同宣伝行動に取り組むことになりました。

強風吹きすさぶ中、組合員27名、団員13名、一般2名、計42名の参加で大々的な宣伝ができました。法会労は独自のチラシを、東京支部はあすわかパンフをそれぞれ配布し、いずれも300枚以上、合計で600枚を超える宣伝物を配布することができました。

解釈改憲に反対するリレートークも行いました。法会労からは若手組合員を中心に11名がマイクを握り、東京支部からは黒澤弁護士・久保田弁護士・森弁護士・宮川弁護士・松井弁護士の5名が、それぞれの立場から思い思いの言葉で訴えました。

### 【参加者の感想】

ビラ配りをしているととても印象に残った事があります。弁護士の訴えを聞いていた年配の方にビラを渡した際に、短い間ですが話しをできた事です。主張にはとても同意できると仰ってくれていました。今回の宣伝はとても有意義なものだったと思います。（港分会 板倉）

今回の街頭宣伝で初めてマイクで喋りました。同世代の人に、少しでも身近な問題だと感じてほしくて、難しい言葉じゃなくて耳に入りやすい言葉で話そうとイメトレしていたのに、いざマイク持つとまあ言葉が出てこない。すぐバトンタッチしてしまいましたが、いろんな人が、自分の想いをどんどんと話すリレートークは歩行者の人の耳に入りやすくてよかったと思います。そして自由法曹団の先生方と一緒に出来たのも良かったです。とても心強かったです。

（京橋すきや分会 森田）

初宣伝で緊張しましたが、ビラを受け取ってもらえるかどうかの一瞬の駆け引きはとてもスリリングでした。手元のビラが最後の一枚になった時、両手で持って差し出したら、受け取ってもらえたり。渡し方は工夫のしどころだな、と思いました。

また、ビラを取らなかった人にも、「アピールは出来たぞ！」と信じ、モチベーションを維持しました。直に宣伝するからこそ伝わることを、これから発見していきたいです。

(旬報分会 戸塚)

幅広い年代の方がチラシを受け取ってくれましたが、なかでもベビーカーや自転車に子供を乗せたお母さんが「ください」と声をかけてきて下さったことが印象に残っています。横断幕の周辺では声援を送っていただいたり、立ち止まって演説を聞いてくださる方も多くいらっしゃいました。

今回配りきれなかった方々にも興味関心をもってもらえるよう今後も宣伝活動を続けていこうと思います。(東部分会 松崎)

今回、街頭宣伝って良いなあ、と改めて思った。駅頭宣伝は、町中にこちらが繰り出していくので、普段あまり交流のないひととの接触があつて、また、世のひとの反応が肌で分かるところがある。それで、今回、改めて街頭宣伝の意義を感じたのですが…、改憲反対、集团的自衛権反対はもう感覚的に反対なものだから、町のひとに話しかけられたら話をする知識がないなあ、と反省しました。

お疲れさま！がんばってね、と声を掛けられたのが、嬉しかったです。

(八王子分会 金子しずえ)

## 安倍雇用破壊を許さない！

### この間の取り組みと今後の運動

代々木総合法律事務所 三浦佑哉

#### 1 5・29「STOP!アベノ雇用破壊」院内集会

自由法曹団は、2014年5月29日、「STOP!アベノ雇用破壊」院内集会を開き、その後、議員要請も行いました。この院内集会では、通常国会に提出された労働者派遣法改正案、着々と進められている労働時間法制改悪、特区問題についてそれぞれ自由法曹団の弁護士が解説をした上で、多くの組合・争議団らと意見交換を行いました。

この日特に感じたことは、一つに、過酷な労働実態を知っている当事者や弁護士が、その生の事実を伝えていく必要があること、もう一つは、「自分たちには関係ない。」と思っている人たちに無関係

ではないことを訴えていく、そのために訴える側の我々も工夫をしていかなければならないということです。当たり前のことではありますが、我々は制度論の批判など理屈面に傾斜しがちですので、改めてこのことを思い出させられました。

実はこの日、全労連・東京地評争議支援総行動と日程が重なってしまっていたのですが、3月31日に行った院内集会とほぼ変わらない参加者数で、関心の広がりを感じました。

## 2 6・19「STOP!アベノ雇用破壊」新宿駅西口街頭宣伝

自由法曹団、全労連、労働法制中央連絡会の主催で、6月19日17時から19時まで、新宿駅西口で、街頭宣伝を行いました。弁護士と労働組合が順番にマイクを握り、それぞれの立場から、労働法制改悪の危険性を訴えました。

団らしからぬ(?) かわいいリーフレットの受け取りは相変わらず良く、学生服を来た人たちも手にとってくれました。「残業代ゼロ」、「正社員ゼロ」、「生涯ハケン」は許さない!という呼びかけは、一般の人にも分かりやすいのか、そのフレーズが出てきた時には、より多くの方が発言者の方を見ていたようでした。

## 3 今後の取り組み

安倍政権が通常国会で成立を狙っていた労働者派遣法改正案は、審議入りもできないまま廃案になりました。労働契約法18条特措法案も継続審議となりました。これは、労働組合、弁護士らの活動、世論の高まりが実った一面もありますが、有り得ない条文ミスという政府・与党の「自滅」に助けられたという面も否定できません。秋の臨時国会での成立を狙ってくることは明らかですので、それまでの間にさらに運動を盛り上げていく必要があります。

団本部でその取り組みを強化することはもちろんですが、団東京支部も、東京地評などと連携しながら、街宣、学習会を積極的に行っていきます。具体的な学習会の日程、都内一斉の街宣・学習会の要請などは近々告知させていただくことになると思いますので、多くの事務所、弁護士、事務局のご参加、ご協力をお願いします。

安倍雇用制度改革が実現すれば、労働者の人間らしい生活は完全に破壊されてしまいます。力を結集して、何としても、「アベノ雇用破壊」をSTOPしましょう!

# 刑事司法改革特別部会

## 「事務当局試案」に断固反対！

三多摩法律事務所 大浦郁子

### 1 はじめに

2014年6月9日、弁護士会館において『法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会』の審議状況について」と題する東京弁護士会の会員集会が開かれました。

集会では、冒頭、これまでの審議経過や7月の特別部会を経てとりまとめを行い、法制審に提出予定であること等について報告があった後、特別部会における審議状況について、日弁連取調べの可視化実現本部より報告がありました。

報告は、①取調べの録音・録画（可視化）、②被疑者国選弁護制度の拡充、証拠開示制度、③通信傍受、被告人の虚偽供述の禁止等、の3つの論点ごとに行われました。どの論点についても、事務当局試案は大きな危険をはらんでいます。とりわけ、取調べの可視化と通信傍受の拡大について、断固反対しなければならない極めて危険な内容だと感じましたので、報告させていただきます。

### 2 取調べの可視化について

取調べ可視化の対象事件について、試案では、「裁判員制度対象事件を対象事件とする。」というA案と、「裁判員制度対象事件に加え、それ以外の全身柄事件における検察官の取調べも対象事件に含める。」というB案が示されています。

現在でも裁判員対象事件については試行的に録音・録画が行われていると言われており、A案にはほとんど意味がありません。日弁連や報告者もA案には賛成しない態度を明らかにしています。

一方、B案について、報告者は、原則全過程可視化となり、しかも対象事件を全身柄事件の検察取調べに拡大したことは大いに評価できると報告し、会場からの質問に対してB案に賛成するという選択肢はあり得ると述べました。

しかし、これでは、身柄事件の警察官の取調べはもちろん、在宅事件や共犯者、参考人取調べはすべて対象から除外されることとなります。およそ「全過程義務づけ」などとは評価できません。しかも、試案には、「被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき」という重大な例外事由がもうけられています。例えば、被疑者が供述をしようとして録画カメラをちらりと見れば、この例外に該当しうることとなります。このようなあいまいな規定では、検察官の裁量次第でかなりの程度例外事由に該当するとして可視化が実現されなくなるでしょう。試案の内容は、あまりにも不十分であると言わざるを得ません。

### 3 通信傍受の拡大について

試案では、現在、薬物、銃器犯罪、組織的殺人、集団密航の4種類に限定されている通信傍受

の対象犯罪を大幅に拡大するとされています。その内容は、現住建造物放火、通常殺人、傷害、傷害致死、逮捕監禁、略取誘拐にとどまらず、窃盗、強盗、強盗致死傷、詐欺、恐喝などの財産犯にまで拡大するというものです。新たに出資法違反、児童ポルノ法違反の一部も対象犯罪に掲げられています。

傍受の方法についても、現在は通信事業者の施設に捜査員が出向き、通信事業者の職員立ち会いの下で傍受することとされていますが、事務当局試案では、この職員の立会いを不要とするほか、通信事業者から捜査機関に通信内容をデータ送信し、検察庁や警察署で聴くことも可能とされています。

報告者は、このような試案が提出された理由について、警察が盗聴を使いたい捜査は何かという観点から議論が始まったがために、対象事件が非常に広範に拡大したと説明し、反対意見を予想してか、「行き過ぎた拡大には反対するという立場である」とか、「このままでは承知しがたい内容であり議論していく必要がある」などと歯切れの悪い説明に終始しました。

これでは「通信傍受の拡大」ではなく「盗聴の自由化」にほかなりません。「通信の秘密は、これを侵してはならない。」特別部会の委員には、この憲法の文言を、いま一度、かみしめてほしいと思います。

#### **4 採択方法について**

さらに理解できないのは、採択方法です。日弁連は、個別採択ではなく、試案を一括採択するとしています。

つまり、極めて不十分な取調べの可視化を「勝ち取る」ために、違憲の疑いのある通信傍受の大幅な拡大を承服するということです。

報告者は、会場からの質問や反対意見に対し、「いまの情勢の中で取調べの可視化を獲得する意味は大きい」「裁量によらない可視化制度を早期に獲得することが何より必要である」「可視化のために傍受はやむを得ないとは思っていないが、現実的な力関係の中で広い意味での世論がないと簡単ではない」などと説明しました。

いったい何を獲得し、どれほど大きなものを失うのか、日弁連は理解しているのだろうかという疑問を持ちました。

#### **5 事務当局試案断固反対！の動きを広めよう**

その他、試案には、被告人の包括的な黙秘権と矛盾する内容の「被告人は虚偽の事実の供述をしてはならない」という規定や、証拠開示について、証拠の一覧表の交付制度を設けて証拠隠しを阻止するといいいながらも、リストとして表記されるべき項目が少なく中身がわからない、例外事由も広範ではあるなど、様々な問題があります。

私は、今回の集会に参加して、事務当局試案には断固反対しなければならないとの思いをより一層強くしました。法制審は、試案をもとに答申案を作成し、来年の通常国会への法案の提出を目指すとされています。国会が閉会しても課題の多い情勢ではありますが、ぜひ支部団員の皆様と一緒にこの問題に取り組んでいきたいと思っています。



# メーデーに参加して

旬報法律事務所 小野山 静

## 1 メーデーへの参加

2014年5月1日、代々木公園で行われた第85回メーデーに参加しました。私にとっては初めてのメーデー参加となります。晴天の中、2万7000人の方が参加され、代々木公園内の会場は熱気に包まれていました。

## 2 ビラ配り

初めてのメーデー参加は、ビラ配りから始まりました。憲法改悪や給費制問題に関するビラを配りましたが、多くの方が手に取ってくださり、中にはビラの内容について熱心に質問して下さる方もいて、ビラを通じて問題意識を共有することができたと実感しました。

## 3 デモ行進

午後12時頃、デモ行進が始まりました。事務所の先輩方や事務局のみなさんとともに、9条の会の旗をはためかせながら、代々木公園から原宿に向かい、表参道を通り、外苑前までデモ行進を行いました。

シュプレヒコールを行いながら、原発推進、TPP参加、消費税増税、憲法改悪、残業代ゼロや解雇自由といった労働法制改悪など、安倍内閣のもとでいかに理不尽かつ危険な政策が進められているか、いかに国民の生活が苦しめられているか、いかに労働者の地位が追い込まれているか、改めて実感しました。

そして、デモ行進を行いながら、原宿や表参道を歩く多くの人々がデモ行進に注目し、デモ行進の様子を見るために足を止め、シュプレヒコールの内容を聞いてその問題について一緒に歩いている人同士で話を始める、そういった様子を数多く目にしました。デモ行進がもつ、人々に影響を与える力というものを改めて実感しました。

## 4 特に印象的だった参加者

ビラ配りやデモ行進に参加されていた方の中で特に熱意を感じて印象的だったのは、保育士の方々の団体でした。

## 5 これからに向けて

はじめてメーデーに参加し、労働問題に取り組む弁護士として労働者の地位や権利を守るために尽力していきたいと決意を新たにするとともに、来年以降も毎年メーデーに参加していきたいと感じました。

そして、今回メーデーに参加されていた保育士のみなさんのように、苦しい生活を強いられている若年層の労働者の方々にもっともっとメーデーに参加していただき、メーデーをこれからより一層盛り上げていくために、自分にできることを今後模索していきたいと思いました。

# 新人紹介（１）

城北法律事務所 湯山花苗

2014年1月、城北法律事務所に入所いたしました湯山花苗と申します。

私は、入所以来、一般民事事件・刑事事件・労働事件・任意整理など、様々な分野の事件を受任しています。当然のことながら、初めてのことばかりで調査に時間がかかっていますし、書面作成を早め早めに着手しているはずなのに、全く余裕がありません。毎日あわただしく過ぎていき、あっという間に半年が経ちました。

正直なところ、休日も仕事のことを考えてしまい切り替えがうまくいかず、自分のペースを作ることができていませんが、毎日何が起きるかわからない「現場」で、変化に富む生活を送ることができ、とても充実した毎日を過ごしています。

また、当事務所の事務員の方々は、事務所の明るい雰囲気づくりに尽力していただき、弁護士のわがままな指示にも笑顔で応えてくださっています。この場を借りて、感謝申し上げます。

さて、私が主体的にかかわっている弁護団活動は、全国B型肝炎訴訟と給費制復活に向けた訴訟と運動です。B型肝炎訴訟に関しては、個別事件のほか、議員要請や集会準備などに携わっています。全国B型肝炎弁護団はすでに基本合意を勝ち取っていますが、ウイルス性肝炎に罹患したすべての人を救済対象にすべく医療費助成制度の創設のために力を入れて運動をしています。私も、この運動を盛り上げるべく弁護団に加入しました。区議会へ要請に行った時の話ですが、当初要請内容に否定的な区議会から、本会議前日に「方針が変わった」と返事をもらい、無事採択されたという経験をしました。要請後も、当事者とともに電話をかけ手紙を送り続けたことが幸いしたのだと思います。私は、この運動を通じて、あらためて当事者の声が重く響くもので、なによりも強い力だと感じました。

また、給費制復活を求めて活動をしています。私は、修習生になる前から、この問題に取り組んでいました。この問題において、私はまさに当事者であり、国会議員に声を届けることは責務だと思って運動を続けています。また、修習を経た今だからこそ、改めて言いたいことがあります。「まだ親のすねをかじっているのか」と言われて悔しかった気持ち、「貸与制になることを知って受験しているのだから、今更文句を言うな」と言われて泣けたこと、私は忘れません。

ただ、一番憂うべきことは、このような想いを貸与制下で修習をした若手法曹の多くが感じているにもかかわらず、給費制廃止に対し声を上げず早々にあきらめていることです。弁護士と称される人が、闘うことは無意味だと断じてしまっている現況では、司法の崩壊が差し迫っているといつて過言ではないと思います。

しかし、私たちが問題を指摘し続けなくては変わるはずがないですし、変えることができると信じて闘い続けなくては悪くなる一方です。最近、運動を継続することの辛さ・難しさをひしひしと感じていますが、自由法曹団の先生方が今まで闘ってきた中で、長い時間がかかっても勝ち取って

きた成功体験を知っているからこそ、私はあきらめないうで頑張ることができているのだと思います。

このように、一般事件のみならず弁護団活動に携わるなかで、あきらめずに闘い続けるという弁護士が社会に必要であると痛感しました。私は、このような気概を自身の行動で示していけるような弁護士になっていきたいと考えています。そのためにも、自由法曹団の活動に積極的に参加していき、先生方の事件報告を参考にして、今後も頑張っていきたいです。

## 新人紹介（2）

東京東部法律事務所 鹿島裕輔

### 1 自己紹介

みなさま、はじめまして。66期の鹿島裕輔と申します。昨年の12月に弁護士登録をし、同月から東京東部法律事務所に入所しました。現在、弁護士業務を始めてから半年が過ぎようとしておりますが、先輩弁護士の温かいご指導を受けながら、何とか日々の業務を熟しているといった様子です。

### 2 弁護士として求められていること

#### (1) 憲法問題に取り組むこと

日本国憲法が施行されてから今年で67年になりますが、これほどまでに憲法改正が現実味を帯びたことはないのではないのでしょうか。まして、憲法の明文を改正するのではなく、解釈を変更することで、これまで認めてこなかった集団的自衛権の行使を可能にしようとする暴挙に出るとは、誰が想像したのでしょうか。

これまでの憲法上の歴史で起こり得なかった事態が生じている時代に、私は弁護士になりました。このような時代に弁護士となった者の責務として、私は憲法に関する問題に正面から取り組んでいく必要があると思います。

私たち弁護士は、憲法を学んだ者の使命として、憲法のことを知らない人たちに、憲法の意義を教え、伝えていく必要があります。特に、若い世代の人たちは、これからの主権者として、国家権力が憲法による縛りを破って、人権侵害行為を起こさないよう常に監視していく必要があります。そのためにも、多くの若い人たちに憲法について知ってもらい、そして、関心を持ってもらいたいと思います。

#### (2) 様々な人権活動に取り組むこと

「基本的な人権の擁護」を使命とする私たち弁護士は、憲法によって保障されている様々な人権を不当な侵害から守ること、侵害された人権を回復・救済することが求められています。

東日本大震災・福島第一原発事故から3年が経過しました。原発事故によって、多くの方の

人格権（平穩生活権）が侵害されました。私は、3年前、5月の司法試験に向けて勉強に励んでいる最中でした。そのため、震災後も試験直前ということもあり、被災者の方々のために何も活動できませんでした。この時から、早く司法試験に合格し、弁護士として被災者の方々のために活動したいと考えるようになりました。昨年12月にようやく弁護士として原発事故問題に取り組むことができるようになり、現在では、弁護団に加入し、福島に足を運び、実際に現地を見たり、被災者の方から直接お話を聞くなどの活動をしています。被災者の方々の声を裁判所に届け、被害の完全救済を図っていくとともに、二度とこのようなことが起こらないよう精一杯活動していきます。

### 3 東部事務所にて求められていること

東部事務所においても、前記のとおり憲法問題に取り組むことや様々な人権活動に取り組むことが求められていることは言うまでもありません。

東部事務所は、それだけでなく特別に新人弁護士に求めていることがあります。それは、自由法曹団東京支部主催のソフトボール大会での優勝です。みなさん、ご存知かもしれませんが、東部事務所は、このソフトボール大会に対する意気込みが違います。所員一同で優勝を狙いに行きます。特に、昨年の大会で東部事務所が優勝したこともあって、新人弁護士に対する期待（プレッシャー）が大きいのが実情です。私が小学生のころから野球をやっていたということもあって、その分、所員のみなさんの私に対する期待がビシビシと痛いほど伝わってきます。

何とかみなさんの期待に応え、東部事務所を優勝に導き、今後の弁護士業務に支障が生じないよう一生懸命頑張ろうと思います（なお、東部事務所は弁護士の野球・ソフトボール採用はしておりません[所員一同より]）。

### 4 次回の自己紹介

次回の自己紹介は、私の同期であり、修習生のとき一緒に7月集会に取り組み、現在、首都圏アスベスト弁護団と一緒に活動している、東京法律事務所の長谷川悠美さんです。長谷川さん、よろしくお願ひします。

# サマーセミナーのご案内

事務局長 齊藤園生

安倍首相は、政府与党に強烈な圧力をかけ、集団的自衛権行使容認の閣議決定を、早期におこなう意欲をますます鮮明に打ち出しています。「集団的自衛権は行使できない」という歴代内閣の一貫した9条解釈を、たかだか一内閣の閣議決定で変更し、戦後日本の「平和原則」を大きく転換してしまう策動です。

この大きな転換点に、私たちは法律家としてどう運動を進めればいいのでしょうか。この観点から、今年のサマーセミナーは以下の通りの内容にしたいと考えています。

## ★第1日目 講演 「9条のリアル」

講師 伊勢崎 賢治 東京外国語大学教授

講師の伊勢崎先生は、自称「紛争屋」。NGO 職員、国連職員、政府代表という様々な形で、国際紛争の最前線で活躍してきました。東チモール、シエラレオネ、アフガニスタンで武装解除を指揮してきたことは皆さんご存じの通りです。戦争の実態も軍隊の実態も、身をもって体験してきたからこそ、集団的自衛権行使容認に爆走する安倍政権に対しては厳しく批判すると同時に、従来の平和運動の限界にも、厳しい指摘をされています。最近では、「立憲デモクラシーの会」呼びかけ人、「自衛隊を活かす：21世紀の憲法と防衛を考える会」呼びかけ人として積極的に発言されています。「国防」とは、「平和」とは、一緒に考えてみましょう。

## ★第2日目 秋からの闘いに向けて徹底議論

昨年は各事務所の取り組みをアンケートに基づき集計したうえ、各事務所から実際の運動の工夫点や困難な点などを出し合い、議論しました。

今年は情勢が確実に進行している中、いかにして「戦争をする国づくりに反対！」の声を大きくしていくのか、さらに徹底討論したいとおもいます。具体的には、若手、中堅、ベテランの各層の団員が、講師としてどんな学習会をしているのか紹介してもらいながら、今市民に何を訴えることが必要なのか、つっこんだ議論をしたいと思います。

秋からの闘いのために、皆さん是非ご参加ください。

\*\*\*\*\*

2014年 サマーセミナー

日 時 8月22日(金) 13時 ~ 23日(土) 12時まで

場 所 箱根湯本ホテル

費 用 17,000円(全日)

会議のみ 3000円 懇親会まで10000円

申し込みは、同封の申込書で8月10日まで。

\*\*\*\*\*

# 5月幹事会の報告

## 1 5月集会の感想

5月17日～19日の五月集会（憲法討論集会・プレ企画・全体会・分科会）は482名の参加。他の分科会の様子。

### ①憲法について

報告だけでなく討論をという目標あったが、報告が中心になってしまったという反省点あり。議論の時間が少なく、また議論について行けなかったという人もいたのではないかと。

もっとも、運動の進め方などは共通認識を持てたのは良かった。レジュメが不足するほど盛況ではあった。

### ②労働について

発言者が限られていたという反省点はある。

改正派遣法について、難しいところもあったが、二日目の個別事件報告はとても盛り上がった。

### ③治安警察について

テーマは盗聴法の改悪。取り調べの可視化は一部認められる代わりに通信傍受法の改悪が狙われている（対象の拡大）。日弁連は可視化を重視していて、盗聴法の改悪には反対していないという問題意識あり。倉敷民商の件についての意見交換もなされた。個々の民商が潰されてしまうかもしれないのでしっかりと取り組んでいかないとならないとの話しがなされた。

### ④教育について

幹事会参加者は、2日目からの参加者のみであったので、前日とのつながりがわからなかった。安倍の教育再生に向けて改革が始まっていく。憲法とのつながりが重要という意見がだされた。全体として予想を超えた参加（憲法討論集会・憲法分科会など）は5月15日にでた集团的自衛権問題が影響したか。

## 2 改憲問題

- ・安保法制懇報告について、朝日新聞のまとめ事例表がわかりやすい。
- ・創価学会も通達を出すなどして頑張っている（新聞社から問い合わせを受け回答をしたという形で）。
- ・改憲本部と連携をしながら、支部も東京選出の公明党・自民党議員への要請を進めていく。
- ・安保法制懇会の報告文書の意見書作成が6月2日
- ・6月12日の院内集会と議員要請（14:00～16:30）、そして各事務所からの議員への要請の進み具合確認のFAXニュースの発送をすることに決定。

## 3 原発差し止め福井判決

シンプルに分かりやすく書かれている痛快判決。

## 4 厚木騒音訴訟判決について

全国の基地騒音をめぐる訴訟で、飛行差し止めを命じる判決は初めて。  
日本国自体の責任についても考えられた判断も必要であったのではという意見あり。

## 5 諸課題への取り組み

### (1) 秘密保護法について

現在は集団的自衛権が中心。

### (2) 集団的自衛権

当面の行動としては、6月12日14:00～国会議員要請行動（衆院第2議員会館集合）。FAXニュース発送

### (3) 国民投票法改正・選挙制度改革問題

18歳とするということはさらに4年遅れることになった。公務員の選挙運動についての制約が広がった。「国民投票法はこうかわった！」というのを次回支部ニュース原稿を書く。

### (4) 派遣法改悪・労働法制の改悪

派遣法は衆院へ継続審議で終わるかもしれないが、無期転換権への改悪法案が出ているのでそちらの方が早く進むかも知れない。3つのナショナルセンターが共同をして、やっていくか、というこれまでにない動きがある。

過労死等防止対策推進法案が23日の衆院厚生労働委員会にて全会一致で可決。

### (5) 教育委員会「改革」法案

教育委員会改悪法案（地方教育行政法改定案）が20日に衆院本会議で採決学校教育法と国立大学法人法の改悪案が衆議院で審議入り。

5月23日の集会は大変盛況であった。

### (6) 刑事司法制度特別部会による盗聴法の改悪

- ・大阪支部の石川先生からのメール。「賛同者」となろう。
- ・6月20日：飯田弁、1500字支部ニュース原稿起案することになる。

## 6 行事・組織について

### (1) サマセミナーについて（8月22日～23日）

- ・場所は箱根湯本ホテル、予算は昨年と同じに抑える。
- ・講師は伊勢崎賢治氏：武装解除を丸腰でやってきた方。講師を了解は得た。

### (2) 幹事会の工夫

- ・立川と東部での地域幹事会。
- ・新人学習会（6月25日）に向けての新人への個別連絡をし若手への参加よびかけを。

### (3) 事務局体制について

- ・事務局体制の変化。
- ・傷病手当金の支給、見舞金などについて。
- ・6月20日13:30～劇団俳優座。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

## 全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

### 主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

### 【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

#### <保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

### 【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

#### <保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

#### <取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL : 03 (3405) 8661

#### <引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
TEL : 03 (3231) 4111

(SJ13-08976、平成25年11月11日)